

# 第4編 復旧等

## 第1章 応急の復旧

県は、その管理する施設及び設備において、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修などの応急の復旧のための必要な措置を講ずることとし、そのために必要な事項について、次のとおり定める。

### 1 基本的考え方 (各関係課)

#### (1) 県が管理する施設及び設備の緊急点検等

県は、武力攻撃災害が発生した場合は、安全の確保をした上で、その管理する施設及び設備の被害状況の把握のため緊急点検を実施する。

併せて、被害の拡大防止及び被災者の生活確保に密接する関係施設を最優先に応急の復旧を行う。

#### (2) 通信機器の応急の復旧

県は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等のような関係機関との通信に必要な機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員による早急な復旧措置を講ずる。

また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、総務省にその状況を連絡する。

#### (3) 国に対する支援要請

県は、応急の復旧のための措置を講ずるに際し、必要があると認める場合は、国に対し、所要の人員や資機材の提供、技術的助言等の必要な措置に関する支援を求める。

### 2 ライフライン施設の応急の復旧 (各関係課)

#### (1) 県が管理するライフライン施設の応急の復旧

県は、武力攻撃災害が発生した場合は、県が管理するライフライン施設の被害の状況を速やかに把握するとともに、被害の状況に応じ、応急の復旧のための措置を講ずる。

#### (2) 市町村及び指定地方公共機関に対する支援

県は、水道、電気、ガス、通信等のライフライン事業者の市町村及び指定地方

公共機関から応急の復旧のための支援の要請があった場合は、ライフライン施設ごとに要請の内容を把握し、実施に必要な人員の派遣、資機材の提供などの措置を講ずる。

(3) 国に対する支援の求め

県は、国に対し、その管理するライフライン施設の応急の復旧のため必要な措置を的確かつ迅速に実施するため、必要な人員の派遣、資機材の提供などの措置を求める。

3 輸送路の確保に関する応急の復旧等 (耕地課、治山林道課、道路管理課)

(1) 輸送路の優先的な確保のための措置

県対策本部長は、武力攻撃災害による被害が発生した場合は、広域的な避難住民の運送等を行うための輸送路を優先的に確保するために必要となる応急の復旧のための措置が講じられるよう、必要に応じ総合調整を行う。

(2) 県が管理する輸送施設の応急の復旧

県は、武力攻撃災害が発生した場合は、その管理する道路等の被害の状況を速やかに把握するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の運送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

## 第2章 武力攻撃災害の復旧

県は、その管理する施設及び設備において、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、次のとおり定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備され、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、**県**は、武力攻撃災害の復旧について、国の示す方針に従い実施する。

#### (2) 県及び市町村が管理する施設及び設備の復旧

**県**及び市町村は、武力攻撃災害により、その管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行うとともに、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、当面の復旧の方向性を定めるものとする。

#### (3) 指定公共機関及び指定地方公共機関が管理する施設及び設備の復旧

指定公共機関及び指定地方公共機関は、復旧にあたっては、その対象となる施設及び設備の被害の状況、**県**が定めた当面の復旧の方向等を考慮して実施するものとされている。

## 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

県が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、次のとおり定める。

### 1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

#### (1) 国に対する負担金の請求方法

県は、国民保護措置の実施に要した費用で県が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し、負担金の請求を行う。

#### (2) 関係書類の保管

県は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要した費用の支出にあたっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

### 2 損失補償、実費弁償及び損害補償

#### (1) 損失補償

県は、国民保護法に基づく次の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い損失補償を行う。

- ① 県が行う特定物資の収用
- ② 県が行う土地、家屋又は物資の使用
- ③ 県が行う危険物資等の取扱所の土地、建物その他の工作物の一時使用及び物件の使用又は収用
- ④ 警察官等による車両その他の物件の破損

#### (2) 実費弁償

県は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令に定める手続等に従い実費弁償を行う。

#### (3) 損害補償

県は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのため死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

### 3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

県は、国民保護措置の実施に関し、県対策本部長が市町村又は指定公共機関等に対し、総合調整を行い、又は指示をした結果、当該市町村又は指定公共機関等が損失を受けたときは、国の対策本部長の総合調整又は指示の結果、県又は指定公共機関が損失を受けたときに国が行う損失の補てんの手続等に準じて、損失の補てんを行う。

### 4 市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等

#### (1) 国に対する負担金の請求等

市町村が国民保護措置の実施に要した費用の支弁や国に対する負担金の請求等について、県国民保護計画に準じて定めるものとする。

この場合において、国に対する費用の請求については、別途国が定めるところにより、国に対し、請求するものとする。

#### (2) 損失補償及び損害補償

国民保護法に基づき市町村が行う損失補償及び損害補償の手続等については、県国民保護計画に準じて定めるものとする。

### 5 国に対する損失補てんの請求

県は、国が次に掲げる総合調整又は指示をした場合において、その総合調整又は指示に基づく措置の実施にあたって損失を受けたときは、損失の補てんを請求する。ただし、県の責めに帰すべき事由による損失が生じたときは、この限りでない。

#### 【総合調整等の内容】

- ① 国の対策本部長が県に対して行う総合調整
- ② 内閣総理大臣が知事に対して行う避難の指示又は避難の指示の解除をすべきことの指示
- ③ 内閣総理大臣が知事に対して行う都道府県の区域を越える避難住民の受け入れのための措置を講ずべき指示
- ④ 内閣総理大臣が知事に対して行う避難住民の誘導に関する措置を講ずべき指示
- ⑤ 内閣総理大臣が知事に対して行う救援を行うべきことの指示

### 6 受援等に関する費用の負担

#### (1) 費用負担者

国民保護法の規定に基づいて実施する措置については、その実施について責任

を有するものが支弁する。

(2) 他の地方公共団体の長等の応援に係る費用の負担

県又は市町村は、他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合は、当該応援に要した費用を支弁する。

なお、県又は市町村は、当該費用を支弁するいとまがないときは、応援をした他の地方公共団体の長等に一時的に立て替えて支弁させることができる。

(3) 市町村長が救援の事務を行う場合の費用の支弁

県は、知事が救援に関する措置の事務の一部を市町村長が行なうこととしたときは、その費用を支弁しなければならない。

なお、知事は、その権限に属する事務の一部を市町村長が行なうこととしたとき、又は当該費用を支弁するいとまがないときは、市町村に一時的に立て替えて支弁させることができる。

(4) 知事が市町村長の措置を代行した場合の費用の弁済

法第14条第1項に規定する市町村がその全部又は大部分の事務を行なうことができなくなる前に当該市町村長が実施した国民の保護のための措置又は当該市町村に対して他の市町村の長が実施した応援のために通常要する費用で、同項に規定する市町村に支弁させることが困難であると認められるものについては、当該市町村の属する都道府県が支弁する。

## 7 起債の特例

県は、地方税、使用料、その他の徴収金で総務省令に定めるものの武力攻撃災害のための減免による財政収入の不足を補うため、及び国民保護措置その他国民保護法の規定に基づいて実施する措置で総務省令で定めるものに通常要する費用の財源とするため、地方債をもって財源とすることができる。